

落している部分を客観的に認識し、そうした認識に基づいて追加的研鑽等を積むとともに、医師の職業倫理に従って、医業再開後の再就職先を、自ら適切に選択できる。

医業停止期間が長期に及ぶ場合

- ㊦ 自らの置かれた状況に基づき、医業再開後の業務内容を適切に選択できる。
- ㊦ 被処分者の医学知識・医療技術が、医業再開後の医療現場において問題がないことが確認できる。
- ㊦ 仮に、医学知識・医療技術に問題があると考えられる場合には、被処分者が自分自身の医学知識・医療技術において欠落している部分を客観的に認識し、そうした認識に基づいて適切な研鑽を積むとともに、医師の職業倫理に従って診療内容や治療対象を、自ら適切に選択できる。

4－5 再教育の助言指導者

再教育は、職業倫理・医療技術ともに、各被処分者の状況に応じて個別に実施されるものであるだけに、個別の状況に応じて適切な指導、助言を行う者の存在が重要である。

倫理研修においては、助言指導者は1月に1回程度、定期的に被処分者と面会し、研修内容について助言するとともに、研修成果を評価する役割を担う。助言指導者は必ずしも医師であることを要しないが、医師の職業倫理に係る研修であることから、何らかの形で医療に関わった者であるとともに、必要に応じて指導的な立場にある医師と連携をとれる者であることが望ましい。

技術研修においては、助言指導者は被処分者の医療技術の評価する役割を担うので、助言指導者は当該分野において専門的知識・技術を有する医師である必要がある。また、個々の医療技術すべてについて一人の助言指導者が指導を行い、評価することは困難であることから、助言指導者が、必要に応じて、被処分者の医業再開後の進路を踏まえ、助言及び評価の補佐を行う医師を選任し、医療技術に関する指導を委託することが考えられる。

また、倫理研修と技術研修の双方が実施される場合にあっては、

それぞれの助言指導者が互いに連携をとりつつ研修を進めることが望ましい。

助言指導者は単に高い職業倫理や医学知識・医療技術を備えているに留まらず、行政処分を受けた者の抱く心理や、置かれている厳しい社会・経済的状況、及び医業再開の困難さ等を踏まえた助言技術を持つことが求められる。また、再教育の評価については、各助言指導者によって極端に異なる基準でなされることなく、一定の指針に従ったものであることが望ましい。

これらを踏まえれば、助言指導者を養成する標準的なカリキュラムを策定し、そうしたカリキュラムに沿った講習会によって一定数の助言指導者を確保することが望ましい。助言指導者養成のための講習会のカリキュラムについては、今後、具体的に検討されるべきであるが、例えば、2～3日程度の講習会において、以下のような項目を取り上げるべきであると考えられる。

※ 助言指導者養成講習会のカリキュラムに取り上げるべき項目（例）

- ・ 医師再教育制度、医療制度全般
- ・ 行政処分の現状、再教育の現状（事例検討）
- ・ 医師に求められる資質、職業倫理
- ・ 医療安全対策（医療事故の現状、医療事故防止の対策）
- ・ 助言指導者の在り方（被処分者に対する面接等による支援）
- ・ 再教育プログラムの立案
- ・ 被処分者の評価

再教育が倫理面及び技術面から自らを見つめなおす機会であることを踏まえると、被処分者が助言指導者を選ぶことになるが、講習会を受講した者など適切な助言指導者が選ばれているかどうかについては、被処分者からあらかじめ提出される研修計画書に基づき厚生労働省において確認することとする。

また、一定の努力を行った後で、なお引き受け手が得られない場合には、医師会、各種学会等の職能団体、大学あるいは所属医療機関等が積極的な役割を果たすことが期待される。

4－6 再教育の提供者

再教育を実際に提供するのには、助言指導者自身である場合もあ

れば、助言指導者とともに作成する研修計画書に基づき、第三者が提供する場合もある。

倫理研修においては、提供者は医療関係団体に限定することなく、社会のあらゆる組織・個人を想定することができる。例えば、社会奉仕団体、公益団体、学校法人などにおいて、こうした役割を期待できる。

技術研修については、助言指導者が自ら提供するか、あるいは当該医療分野において実績をもつ医療機関ないし医師個人（助言及び評価について助言指導者の補佐を行う医師）に委託することが適当である。この場合は、技術研修の提供者は単に当該医療分野において実績を持っていることのみならず、被処分者に対する指導法及び評価方法についても助言指導者と同様な研修を受けていることが望ましい。

なお、再教育に係る直接の費用は、原則として、再教育を受ける者の負担とすることが適当と考えられる。医師は医業という職業に求められる高い自律性により、自己の責任において必要な研鑽を積むことが期待され、多くの医師はその期待に応えている。行政処分を受けた医師の再教育にあっても、自己の責任において積むべき研鑽の一環であるとの観点から、それに要する費用は各人の負担とするべきである。

ただし、再教育は国が義務付けるべきであることから、助言指導者の養成等の環境整備については国も積極的に取り組むべきである。

4-7 再教育修了の認定

技術研修、倫理研修のそれぞれにおいて、研修の実施後には、被処分者は研修実施報告書、助言指導者は研修評価書を厚生労働省に提出する。

なお、技術研修の助言指導者と倫理研修の助言指導者が異なる場合には、研修評価書の作成に当たって、双方が十分な連携を図るものとする。

厚生労働省は、研修実施報告書及び研修評価書を審査の上、審査結果に応じて以下の措置をとることが考えられる。倫理研修に

係る評価書と技術研修に係る評価書の提出の時期が異なる場合は、双方の研修評価書が提出された時点で最終的な評価を行うことになる。

- ① 事前承認した研修計画書に基づいて適切に研修が実施されたと認められる場合

再教育修了通知書を発行し、再教育の修了を認定する。

- ② 事前承認した研修計画書に基づいて研修が実施されたが、技術研修ないし倫理研修の結果、問題点が指摘された場合

再教育修了通知書を発行し、再教育の修了は認定するが、あわせて、問題点の指摘に基づいた指導等を行い、その旨再教育修了通知書に記載する。

なお、被処分者が再教育に係る研修等を受けない等の問題が生じた場合には、再教育を受けなかった事実に基づいて、必要な措置を行うべきである。

4-8 再教育の具体的手続き

以上のような対応を踏まえると、再教育の実施に当たっては、以下のような手続きが想定できる。

- ① 厚生労働省は、行政処分にあたって、被処分者に対し、職業倫理と医療技術に関して受けるべき再教育の分野と内容を知する。
- ② 被処分者は、その資質を有する者の中から、助言指導者を選んだ上、助言指導者と研修計画を作成し、厚生労働省に研修計画書を提出する。
- ③ 厚生労働省は、被処分者からの依頼を了承した助言指導者及び研修計画の内容が適切であると認めれば、その旨を被処分者に通知する。
- ④ 助言指導者は被処分者に対する研修実施後、被処分者に研修評価書（研修の具体的内容及びその評価等を記載）を交付する。

- ⑤ 被処分者は、助言指導者の承認の上で、研修評価書を添付して、厚生労働省に研修実施報告書を提出する。
- ⑥ 厚生労働省は倫理研修及び技術研修における研修実施報告書を評価し、再教育が修了したと認定すれば、再教育修了通知書を発行する。

なお、仮に、研修評価書や再教育修了通知書に記載された指導等に従わない行為により、再び行政処分の対象となった場合には、より厳正な処分が行われるべきであると考える。

4-9 再教育の実効性を担保する方法

現行医師法では、再教育を受けなくても医業停止期間が終了すると医業を再開することができるため、再教育に実効性を持たせるためには、医師法を改正して、被処分者に対して再教育を義務付けることが必要である。

4-10 国の役割

国は、安心・安全な医療及び質の高い医療の確保のため、医師の資質の向上を図ることを、国民から期待されている。

こうした期待に応えるために、国は、医師法改正により、行政処分を受けた医師に対する再教育制度に法的な根拠を与えるとともに、助言指導者の養成等の環境整備をする役割がある。

近年の行政処分件数の増加や医療事故を繰り返す医師に対する行政処分の要請の高まり及び迅速な行政処分の必要性を考慮すれば、国に、行政処分の根拠となる事実関係について、調査権限に基づき調査を行うなど行政処分に係る事務を担当する全国的な専門組織を設けることが適当である。

5. 当面の対応

法改正には、所要の手続きが必要であり、準備に一定の期間を要する。また、助言指導者の育成等の環境整備も十分に整ってい

ない現状を踏まえると、当面は、現行制度の下で以下のように試行的に対応し、その取組みにおける知見を踏まえて、実効性のある再教育制度を構築すべきである。

5－1 被処分者に対する対応

まず、医業停止期間中の被処分者に対して再教育を受けることを推奨することが考えられる。現状においては、助言指導者も十分に養成されていないことから、助言指導者への依頼に困難を来すことも考えられるので、必要に応じて被処分者の相談を受ける体制を検討し、試行的に実施する。

5－2 助言指導者の確保

国は、助言指導者養成のための標準的なカリキュラムの作成を支援し、試行的に実施する。当面は100名程度の助言指導者の確保を行う。

5－3 再教育修了の認定

当面は推奨に基づいて被処分者が任意に研修を受けることとなるため、再教育の修了を認定する手順は必須ではない。しかしながら、将来的に再教育が義務化されることに備えて、試行的に再教育修了の認定を行い、義務化までに問題点を整理しておくのが望ましい。

6. 行政処分の在り方等に関する検討事項

本検討会において、行政処分を受けた医師の再教育の在り方を検討し、報告書をまとめるに当たって、行政処分の在り方等についても課題が明らかになった。これらは別の場で検討されるべきであるが、その際の検討に役立つよう以下に記述する。

6-1 行政処分の類型について

現行の行政処分の類型は「免許取消」と「医業停止」のみである。再教育制度の導入に当たっては、医業停止期間は医業を含む再教育が実施できないことを踏まえ、「戒告」等の医業停止を伴わない行政処分の類型の設置を検討することが考えられる。医業停止ではない処分類型を設けることにより、行政処分は、国民が求める安心・安全な医療、質の高い医療を追求する過程の一つであるとの位置付けを明確にできると考えられる。

6-2 医療事故を理由とした行政処分の在り方について

医療事故については、近年、医療の高度化や医療事故報告制度の整備に伴い、報告件数が増加する傾向にある。

その中でも明白な注意義務違反や、同一医師により事故が繰り返される事例などについては、医療に対する国民の信頼の確保や医療事故を繰り返してはならないという被害者や遺族の願いを踏まえ、従来から実施してきた医業停止を伴う行政処分に加えて、職業倫理・医療技術双方の観点からの再教育制度導入により、一層の再発防止の徹底を図るべきである。

反面、医療行為は、相当程度の注意義務を果たした上でなお重篤な転帰を招く危険を本質的に抱えている。このような過失の程度が小さいと考えられる医療事故については、医業停止処分を科すよりも再教育制度を活用することにより、医療事故を起こした医師の医療技術を適切に評価することに重点を置くことも考えられる。

6-3 長期間の医業停止処分の在り方について

長期間の医業停止は、医業再開に当たって技術的な支障となる可能性が大きい。医療の安全と質を確保するという観点からは、数年に及ぶ医業停止処分を見直し、長期間の医業停止処分となるような事例については免許取消とすることも考えられる。あわせて、免許取消に至らない事例については、一定期間の医業停止処

分と十分な再教育を併せて課す方向へ移行させていくことも検討することが必要である。

6－4 再教育と医籍との関係について

医師免許は医籍に登録されることによって行われ、行政処分に関する事項も医籍に登録されている。再教育は、医業に復帰するための重要な過程であることから、再教育を修了した旨についても医籍に登録することが必要である。

6－5 免許取消処分を受けた場合の再教育の取扱いについて

免許取消処分を受けた場合には、医業に復帰することを前提としていないので、再教育は不必要と考えられる。しかし、再免許を与える場合には、その条件として再教育が課されるべきである。

6－6 再免許等に係る手続きの整備について

行政処分を避ける目的で、行政処分の可能性がある医師が処分決定前に免許を自主的に返上した場合、行政処分は実施されず、かつ、現行法規では再免許交付を妨げる明確な規定がない。こうした事例に対応できる手続きの整備が必要である。

用語について

再教育

- 国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、行政処分を受けた医師（被処分者）に対して、職業倫理を高め、併せて、医療技術を再確認し、能力と適性に応じた医療を提供するよう促すことを目的とする研修。
- 職業倫理に関する再教育（倫理研修）と医療技術に関する再教育（技術研修）とに分けられる。

倫理研修

- 職業倫理に関する再教育のことをいう。
- 医業停止処分を受けた医師全員を対象とする。

技術研修

- 医療技術に関する再教育のことをいう。
- 医療事故を理由とした行政処分の場合と処分期間が長期に及ぶ場合を対象とする。

助言指導者

- 被処分者に対して再教育の指導、助言、評価を行う者。
- 倫理研修における助言指導者は、必ずしも医師であることを要しないが、何らかの形で医療に関わった者であり、必要に応じて指導的な立場にある医師と連携をとれる者であることが望ましい。
- 被処分者の研修計画書作成に際し助言等を行い、月に1回程度被処分者との面接を行い、研修内容について助言等を行う。
- 技術研修における助言指導者は、被処分者の評価の対象となる医療技術に関し、専門的知識・技術を有する医師。助言指導者は必要に応じて助言及び評価の補佐を行う医師を選任し、医療技術に関する指導を委託することが考えられる。

助言指導者養成講習会

- 助言指導者を養成する講習会。
- 講習会は、医療制度全般、医療安全対策、被処分者の評価などの項目を盛り込んだ標準的なカリキュラムに沿って実施される。

再教育の提供者

- 再教育を実際に提供する者。助言指導者の他、医療関係団体、社会奉仕団体、医療機関、医師個人などが想定される。

研修計画書

- 被処分者が、助言指導者の指導・助言のもと、再教育の研修内容に関する計画を作成したもの。
- 研修にあたって、厚生労働省が研修計画書の内容が適切であると認めた場合、その旨被処分者に通知する。

研修評価書

- 被処分者が研修を受けた後に、被処分者が受けた研修の結果を助言指導者が評価して作成し、被処分者に交付するもの。

研修実施報告書

- 被処分者が研修を受けた後に、厚生労働省に提出する報告書。
- 助言指導者が作成する研修評価書を添付する。

再教育修了通知書

- 厚生労働省が、研修計画書に基づいて適切に研修が実施されたと認められる場合に、被処分者に対しその旨通知するもの。
- 再教育修了の認定にあたっては、被処分者から提出される研修実施報告書（倫理研修、技術研修）、研修評価書を評価する。

行政処分を受けた医師に対する再教育について(概要)

再教育の目的

行政処分を受けた医師に対する再教育については、国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、被処分者の職業倫理を高め、併せて、医療技術を再確認し、能力と適正に応じた医療を提供するよう促すことを目的とする。

	職業倫理に関する再教育(倫理研修)	医療技術に関する再教育(技術研修)	
対象者	○ 医業停止処分を受けた者(被処分者)全員	○ 医療事故が理由で医業停止処分を受けた者	○ 医業停止期間が長期に及ぶ者
再教育についての考え方	○ 行政処分を受けた際に自ら省みる機会を提供する	○ 行政処分の理由となった技術について評価を行い、能力と適性に応じた、医業再開の環境と条件を検討する機会とする	○ 医業復帰に当たって、医学知識の不足と医療技術の低下を補うとともに、再就業先の環境に応じた医療技術の修得を支援する
再教育の内容	○ 教育的講座の受講、社会奉仕活動、心身の鍛練、読書、執筆等の中から、助言指導者の支援のもとで、被処分者の置かれた状況にふさわしいものを組合わせて実施 (助言指導者による月に1回程度の定期的な面接)	○ 専門的な知識・技術を有する医師が、被処分者の医学知識と医療技術の評価を行う ○ 医学知識、医療技術に問題ないことを確認する ○ 被処分者が、自らの医療技術上の問題点を認識して、自らの能力と適性に応じた就業環境を選択する旨の自己評価	
助言指導者	○ 研修内容について助言し、研修成果を評価する役割 ○ 医師以外の場合には、何らかの形で医療に関わった者であり、指導的な立場にある医師と連携のとれる者	○ 被処分者の医療技術の評価する役割 ○ 当該医療分野において専門的知識・技術を有する医師(必要に応じて、助言及び評価の補佐を行う医師を選任する)	
再教育の提供者	○ 助言指導者の他、医療関係団体、社会奉仕団体、公益団体、学校法人 など	○ 助言指導者の他、当該医療分野において実績をもつ医療機関ないし医師個人 など	
再教育期間	○ 3か月～1年程度 (処分事例ごとに定める)	○ 専門的な知識・技術を有する医師のもとで、一定期間指導を受ける (医行為を伴う技術研修については、医業停止期間が終了した後に行う)	
再教育修了評価基準	○ 医療を支える法制度等について理解がある ○ 医師に求められる職業倫理について理解がある ○ 行政処分を受けたに至った理由に対し、反省し、同様の問題を起こさない決意が確認できる ○ 自分自身の内的要因を洞察し、改善を図る取組みができる など	○ 医療事故を引き起こした領域における医学知識・医療技術に問題ないことが確認できる	○ 医業再開後の業務内容を適切に選択できる ○ 医学知識、医療技術に問題がないことが確認できる
再教育修了の認定	○ 研修の実施後に、被処分者は研修実施報告書(被処分者が作成)及び研修評価書(助言指導者が作成)を厚生労働省に提出する ○ 適切に研修が実施されたと認められる場合、再教育の修了を認定し、再教育修了通知書を発行する		

※免許取消処分を受けた者については、将来的に免状を再交付がなされる場合に、再教育を義務づけるとが適当。

再教育に当たって想定される手続き

